

参考資料 2

○岡山県障害者施策推進審議会条例

(趣旨)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県障害者施策推進審議会(以下、「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験のある者
- 三 障害者
- 四 障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者

2 前項第二号から第四号までの委員の任期は、2年とする。ただし、同項第二号から第四号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第二号から第四号までの委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

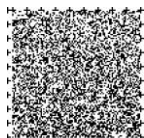
附 則(昭和四七年条例第三六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年条例第四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。



附 則（平成六年条例第九号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条の改正規定中「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改める部分は、公布の日から施行する。

（平成六年規則第三六号で平成六年六月一日から施行）

附 則（平成一二年条例第九六号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一七年条例第五三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第三八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は規則で定める日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は規則で定める日から施行する。

（平成二十四年規則第四十六号で平成二十四年五月二十一日から施行）

（経過措置）

- 2 第二条の規定による改正前の岡山県障害者施策推進協議会条例第一条に規定する岡山県障害者施策推進協議会は、第二条の規定による改正後の岡山県障害者施策推進審議会条例第一条に規定する岡山県障害者施策推進審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

○岡山県障害者施策推進審議会運営要綱

岡山県障害者施策推進審議会条例（昭和46年岡山県条例第50号）第6条の規定に基づき、岡山県障害者施策推進審議会運営要綱を次のように定める。

（所掌事項）

第1条 岡山県障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務を行うものとする。

（会議）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

（議長）

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

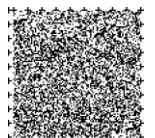
（部会）

第4条 審議会は、所掌事項にかかる専門事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、会長の指揮を受け、部会の事務を掌握し、部会の経過及び結果を会長に報告する。



5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(説明聴取)

第5条 会長は、必要に応じ適当と認める者の会議への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(議事録)

第6条 会長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

○岡山県自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会として、岡山県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域における障害のある人への支援体制の整備に関して必要な事項及び障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する施策の計画的な推進について必要な関係機関等の連携強化を要する事項の協議に関する事務を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で構成する。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、所掌事務にかかる専門的な事項の協議を行うため、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

